

一人で抱え込まず 気軽にご相談ください

外出自粛や休業要請が長期に及んだことで、子どもも大人も大きなストレスを抱え込んでいるのではないのでしょうか。一人で抱え込まず、誰かに話せば少し楽になるかもしれません。どうぞ気軽にご相談ください。

- 1 子育てなどに関する悩み** 相談時間：9時～17時
 - 水口子育て支援センター ☎65-5511 (日・祝休み)
 - 土山子育て支援センター ☎66-0375 (土・日・祝休み)
 - 甲賀子育て支援センター ☎70-0074 (日・月・祝休み)
 - 甲南子育て支援センター ☎86-0949 (土・日・祝休み)
 - 信楽子育て支援センター ☎82-2799 (日・月・祝休み)
- 2 家庭児童相談** 相談時間：平日9時～17時
 - 子育て政策課家庭児童相談室 ☎69-2177
 - ※児童虐待かもと思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル
相談時間：24時間対応 ☎189 (いちはやく)
(お近くの児童相談所につながります)
- 3 配偶者や恋人から暴力を受けているとき(DV)**
 - DV相談ナビダイヤル ☎0570-0-55210 (ここにでんわ)
 - DV相談プラス(24時間受付) ☎0120-279-889 (つなぐ・はやく)

- 4 母子家庭や父子家庭、寡婦の方からの相談**
相談時間：平日9時15分～16時
●子育て政策課 ☎69-2176
- 5 感染への不安や生活の中でのストレスなど心の健康**
●滋賀県立精神保健福祉センター
相談時間：平日9時～16時
☎077-567-5010



「新型コロナウイルス感染症」を正しく理解しましょう！
〜もつとゆたかに 人権保障の取り組み〜

感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染者が出た学校・職場などへ言いがかりや嫌がらせの電話があるなど、言われなき差別偏見の事例が後を絶ちません。

また、市へも「県外ナンバーの車が止まっている。何とかならないか」など不安や心配から、相談や苦情が連日寄せられています。落ち着いて考えてみると、県外ナンバーであっても所有者が市内に居住し、主に市内での生活に利用されている場合もあります。目に見えないウイルスへの不安・心配を見える物や人にぶつけていないか、それよりも感染した人やその周りの人へのいたわりの気持ち、この事態に対応している人たち、このことも考えることが大切なのではないでしょうか。誤った情報をインターネット上に書き込み、プライバシーを侵害することがあってはなりません。

正しい知識を持ち、この問題についての冷静な判断と行動が求められています。

●問合せ
人権推進課 人権教育室
☎69-2150
FAX 63-4554

相談時の目安が新しくなりました

- 以下のうちひとつでも該当する場合には、すぐに相談しましょう。
- (1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - (2) 高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等があり、重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い症状がある場合
 - (3) 上記以外の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状が続く場合

- 帰国者・接触者相談センター (毎日24時間対応) ☎077-528-3621
- その他新型コロナウイルス感染症に関する相談(滋賀県一般電話相談窓口) ☎077-528-3637(毎日8:30～17:15)

今年には特に熱中症に気をつけましょう！

感染症対策のためにマスクを着用する機会が増えることから、気温が上昇していくことから、熱中症への対策が必要で、特に高齢者の方は、運動不足により体力が落ちてくる場合もありますので十分に注意しましょう。

熱中症対策のポイント

- ① 自宅では風通しの良い服装や、冷房も効果的に使用するなど涼しい環境をつくりましょう。
- ② 自身が水分を欲する前に早めに水分補給をしましょう。
- ③ マスク着用時の対策
少しでも疲れを感じたらいつもより早めに休憩し水分を補給しましょう。

- 感染症を予防しつつ、台風や豪雨による水害や土砂災害に備えましょう
- 1 まずはお住まい地域のハザードマップを見て、家がある場所に色が塗られていないか確認してください。
 - 2 色が塗られている場合は、感染回避は大切ですが、まずは迷わず自分の命を守る行動を！
 - 3 避難は「難」を避けることであり、自宅や知人・親戚宅で安全確保できる方は、在宅避難をしてください。
 - 4 避難場所に行く際は、非常用持ち出し品に、マスク、除菌シートや消毒剤、体温計、スリッパなどを加えてください。
- 危機管理課
☎69-2103
FAX 63-4619

市のサポート 第1弾

※その他支援策については、市ホームページ(特設サイト)でご確認ください。
特設サイトはこちら▶



子育て世帯の方に市から1万円を支援

～子育て世帯臨時特別給付金～
甲賀市子育て世帯臨時特別給付金～
児童手当受給者を対象とした国からの児童1人あたり1万円に加え、市から、さらに児童一人あたり1万円を上乗せして支給します。(合計2万円)
詳しくはお問い合わせください。
問合せ 子育て政策課 ☎69-2176 FAX 69-2298

新型コロナウイルス感染症による療養で会社等を休んだ場合に傷病手当金を支給

～国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方へ～
感染(感染が疑われる場合も含む)したことにより、労務に服することができず、事業主から給与等の全部または一部を受けとれない場合に「傷病手当金」を支給します。
詳しくはお問い合わせください。
問合せ 保険年金課 ☎69-2140,2142 FAX 63-4618

緊急貸付、住居確保給付金があります

～休業や失業により生活資金に
お困りの方へ～
収入が減った場合や住居を失う恐れがある場合など、緊急貸付や住居費への給付金があります。
(1) 緊急小口資金(貸付)
(2) 総合支援資金(貸付)
(3) 住居確保給付金(給付)
詳しくはお問い合わせください。

問合せ
●(1)(2)に関すること
甲賀市社会福祉協議会 ☎62-8085
●(3)、お金や仕事のことなど生活上の悩みについて、解決に向けた支援に関すること
生活支援課 ☎69-2158 FAX 63-4085

1 個人向け緊急小口資金の貸付を受けた個人事業主に支援金を支給

～個人事業主支援金～
【支援額】最大5万円(貸付額の4分の1)

3 テイクアウトやデリバリーに取り組む飲食事業を支援

～新たな業態による事業継続支援事業～
【支援額】1事業者あたり月額最大10万円(3か月が上限)
●対象：市内に本店がある事業者で2月以降の売上高が前年同月に対して20%以上減少した場合
※宿泊業、飲食サービス業
市内のテイクアウト・デリバリーを紹介するWEBサイトも開設しています。

問合せ ●①～③に関すること 市コールセンター ☎69-2133
●④に関すること 滋賀県緊急事態措置コールセンター ☎077-528-1344

2 店舗等の賃借料の固定費を補助

～小規模事業者固定費支援事業～
【支援額】1店舗あたり最大20万円(2か月相当分)
●対象：市内に本店がある事業者で2月以降の売上高が前年同月に対して20%以上減少した場合
※業種指定なし

4 県の臨時支援金に上乗せ

～滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に上乗せ～
●対象：滋賀県の休業要請(4月25日～5月6日までの期間)に協力された中小企業または個人事業主等
【市上乗せ金額】一律5万円

引き続き緊急経済対策を
今後も皆さんの暮らしをきめ細やかに支援するため、緊急経済対策となる補正予算案を今月開会の議会に提案できるように準備を進めていきます。

必要な支援策を必要な時期に実施できるよう引き続き取り組んでいきます。

コールセンターと相談窓口を開設
「特別定額給付金」をはじめ、市民の皆様や中小企業、個人事業主の皆様への支援などについての相談窓口を設置しています。

1 市コールセンター
☎69-2133
FAX 63-4554

2 相談窓口
●生活支援等に関する相談
市役所別館1階
●特別定額給付金に関する相談
市役所別館2階
※感染拡大を防ぐため、できる限り電話での相談にご協力ください。

相談時間
① ②とも午前8時30分～午後5時15分
(平日及び土日祝日)